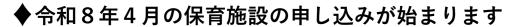


保育コンシェルジュだより

熊谷市役所 福祉部保育課 048-524-1111 (代表)、內線570

令和7年9月発行



●一次受付期間:令和7年10月14日(火)~令和7年11月7日(金)※当日消印有効

●二次受付期間:令和7年11月8日(土)~令和8年1月30日(金)※当日消印有効



①第一希望園での対面受付(4月一次受付のみ)

令和8年度保育所入所 熊谷市HP 詳細ご覧下さい➡



受付日	保育所(園)名	受付場所	受付時間
10/17 (金)	なでしこ保育園 第二なでしここども園 第三なでしこ保育園 なでして家庭保育室「わらべ」	第二なでしここども園	
10/20 (月)	ことぶき乳児保育園 ことぶき花ノ木保育園 ことぶきイーサイト保育園 ことぶきつくし保育園	ことぶき花ノ木保育園	10時~12時
10/21 (火)	新里保育園 新里第二保育園 乳児園きらり	新里保育園	
	愛隣保育園	愛隣保育園	
	ほしのみや保育園	ほしのみや保育園	14時~16時
10/22 (水)	みたけ保育園	みたけ保育園	10時~12時
	しらこばと保育園	しらこばと保育園	
10/23 (木)	まことこども園まこと保育園	まこと保育園	
	こどもの家保育園	こどもの家保育園	
10/24 (金)	荒川こども園	荒川こども園	
10/27 (月)	くるみ保育園	くるみ保育園	
	第二くるみ保育園		
	奈良保育園	奈良保育園	
	奈良ベビー保育園		
	熊谷太井保育園	熊谷太井保育園	14時~16時

受付日	保育所(園)名	受付場所	受付時間
10/28 (火)	田島保育園 第二田島保育園	田島保育園	10時~12時
	スダナ保育園	スダナ保育園	
	三尻こども園	三尻こども園	14時~16時
10/29 (水)	篭原のこキッズ保育園 篭原さみどり認定こども園	電原のこキッズ保育園	10時~12時
	わらしべの里共同保育所 もみの木共同保育所	わらしべの里共同保育所	14時~16時
	第二よつば保育園	第二よつば保育園	
10/30	公立保育所9か所	熊谷市スポーツ・文化村 くまぴあ 創作ルーム401	10時~12時
10/31 (金)		成田こども園	10時~12時
	道ヶ谷戸愛児園 立正幼稚園 キッズハウス籠原保育室 りゅうさい保育所 野鳥の森うさぎ保育園 あかね保育室 さくらキッズ保育園 保育室 黒ひげ先生	熊谷市スポーツ・文化村 くまぴあ 創作ルーム401	14時~16時
11/2 (目)	市外保育所(園)および 指定日にお越しになれな い方	熊谷市スポーツ・文化村 くまぴあ 創作ルーム401	10時~12時 14時~16時

②郵送受付:郵送先 〒360-8601熊谷市宮町二丁目47番地1 熊谷市役所福祉部保育課 あて

③保育課(本庁舎4階)・各行政センターでの預かり:申請書類一式を封入し、お持ち下さい。

④コンシェルジュ受付(予約制):受付期間内において書類の確認・受付を行います。

▲保育コンシェルジュ相談 お休み期間のお知らせ▲

予約相談窓口をお休みします。

上記期間以外は、予約受付しております。 相談、申請書類の確認にもご利用下さい。



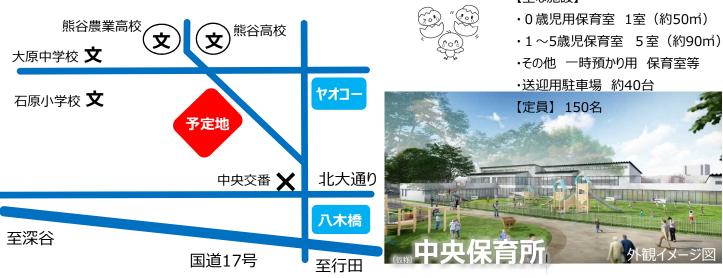


コンシェルジュ予約

◆荒川・銀座・石原・玉井の4つの市立保育所は 令和8年4月に(仮称)中央保育所として統合されます!

- 0歳児から5歳児までの保育を行う公立保育所です。
- ●(仮称)中央保育所、(仮称)新石原児童クラブ、(仮称)保健センター、 (仮称) こどもセンター、休日夜間診療所の5つの機能をもつ

「熊谷市子育て支援・保健拠点施設」(愛称:くまキッズ)の整備を進めています。



・保育施設の見学をおすすめします!

保育所は、大切なお子さんが、一日の中で多くの時間を過ごす場所になります。 園の特色も様々ですし、ご家庭の事情も色々あると思います。目で見て、話して、 納得して選ぶことが大切です。 ※見学は施設へ予約をお願いします。

- ★保育方針について
- ・園の特色は?
- ・園で大切にしている事は?
- ・保育を利用できる時間は?
- ★園の雰囲気
- ・子どもたちや先生が笑顔でいきい
- きしていますか?



見学のポイント

- ★施設や設備について
- ・保育室の様子、建物の構造、 駐車場は?
- ・遊具の種類、園庭の広さは?
- ・災害時の対応は?

・参観日や面談などは?



★お子さんの健康・発達状態、 アレルギーなど、日常生活で 留意している事は、園に伝え ましょう。配慮してもらいた い事などあれば、対応可能か

【主な施設】





相談してみましょう。

★給食について

・離乳食の進め方は?

・お弁当の日はある?

アレルギー対応は?

(よい保育施設の選び方十か条 厚生労働省児童家庭局保育課 参照)

